

## 洋上輸出（外地水揚げ）貨物に係る輸出承認制度の概要及び申請方法について

**1. 制度概要**

主に公海等（公海又は外国の排他的経済水域）で採捕され、外国で水揚げされているヨシキリザメ等について、令和 5 年 11 月 25 日から新たにワシントン条約附属書に掲載される。このため、洋上輸出を行う際には輸出承認証及び CITES 輸出許可書を取得することが必要となる。

**2. 輸出承認証/CITES 輸出許可書取得手続き****(1) 輸出承認証の取得（輸出承認申請）**

公海等で「洋上輸出」を予定している船舶について一度の航海中に採捕・洋上輸出する予定の CITES 対象貨物である水産物に対し、輸出承認証を発行する。原則として、航海の出航前までに承認申請し、輸出承認証の発行を受けることとする。一度の航海中に複数の買主（荷受人）及び外国向けに洋上輸出する場合は、一つの輸出承認証に複数の買主（荷受人）、仕向国を記載することができる。ただし、当該輸出承認証に対し、買主（荷受人）かつ仕向国毎に、複数の CITES 輸出許可書の取得が必要となる。

**① 対象貨物**

ワシントン条約附属書Ⅱ掲載種の動物（加工品を含む。）のうち、漁業法第 36 条第 1 項に基づく農林水産大臣の許可を受けた船舶が、公海等で採捕した水産物であって、洋上輸出される貨物が対象。ただし、当該貨物に対して、洋上輸出に係る輸出承認の承認条件の範囲内で CITES 輸出許可書が発行される場合に限る。

**② 対象国**

洋上輸出先の国であって簡易的な輸入手続きに合意した国（対象国は HP に掲載予定）

## ※簡易的な輸入手続き

・ CITES 輸出許可書を取得してから洋上輸出されるまでの期間が短いことから、CITES 輸出許可書の PDF 写し（数量は船上で採捕時に確認した概算数量、日本の税関の裏書きなし）を輸出者から輸入者に電磁的方法で送付して相手国での輸入手続きを行うとともに、輸入手続き後 CITES 輸出許可書原本に、実数による日本の税関の裏書きを受けた上で、輸出者から輸入者に郵送して相手国に提出する手続き。

**③ 発行要件**

イ) 遠洋漁業等を行っている船舶の一度の航海中に洋上輸出が 1 回以上予定されている貨物

ロ) 洋上輸出する予定の水産物について、科学当局である水産庁により当該水産物の種の存続を脅かさないとの包括助言（包括的 NDF 認定）が得られていること

※包括的 NDF

- ・ NDF：存続を脅かさないという認定 Non-detriment findings（条約決議 16.7）
- ・ 科学当局である水産庁が、当該決議に基づき NDF ガイドラインを定めている。当該ガイドラインに基づき、対象種の輸出が種の存続を脅かすものではないか否かの認定（NDF）を行い、管理当局である経済産業省に助言を行う。一定期間を通じて NDF を行うことができる判断される場合には包括的 NDF を行うことができ、包括助言を得ている扱いとなる（資源状況悪化等の資源評価等が得られる場合、包括 NDF は取り消すことがある）。
- ・ 対象種は今後 HP に掲載する。
- ・ 当面、包括助言が出るのはヨシキリザメのみ（予定）
- ・ 水産庁通達「絶滅のおそれのある野生動植物等の国際取引に係る管理当局に対する助言及び情報提供等に関する取扱要領（※令和 5 年〇月〇日付け〇水推第〇〇〇号）」及「NDF ガイドライン（平成 26 年 8 月 27 日付け平成 26 水推第 558 号）」に従って発行される見込み（※当該通達は 11 月 25 日までに施行予定）。

ハ) 洋上輸出する予定の水産物が我が国の動物の保護に関する法律に違反して捕獲若しくは採取をしたもの又は譲受け若しくは引取りをしたものではないことが認められること（農林水産大臣の漁業許可船による合法的採捕海域での捕獲等）

**④ 承認する範囲**

- a) 輸出者名（漁業者（船会社又は個人事業者）及び船名を併記）
- b) 買主名及び荷受人（洋上輸出の候補先となる荷受人）
- c) 商品名（対象種の学術名）
- d) 数量（一度の航海で洋上輸出する対象貨物の水産物の総重量）

※経由地及び価額は本制度による承認の対象外であり輸出承認証に記載しない。

**⑤ 有効期限**

船舶が本邦を出港してから帰港するまでの期間。航海期間が 6 か月を超える場合は、6 か月以上の期間で設定（輸出貿易管理令第 8 条第 2 項を適用）。

**(2) CITES 輸出許可書の取得**

輸出承認証の取得後、洋上輸出毎に CITES 輸出許可書取得のための申請を行う。ただし、先に発行した輸出承認証の承認範囲を超える申請を行うことはできない。一度の航海中に複数の仕向国向け、複数の買主（荷受人）、あるいは複数回上輸出する場合には、仕向国かつ買主（荷受人）、洋上輸出毎に、複数の CITES 輸出許可書の取得が必要となる。

**① 申請期間**

先に発行された輸出承認証の有効期限内

## ② 有効期限

原則、CITES 輸出許可書の発行日から 6 か月間。ただし、先に発行した輸出承認証の有効期限を超えないものとする。

## (3) 申請手続きの流れ (別添参照)

### ① 申請窓口

野生動植物貿易審査室 (ワシントン室)

### ② 申請方法

イ) 輸出承認証取得のための申請

- (a) NACCS システム (買主は 5 件、荷受人は 10 件まで申請可能) → 承認証を電子発給
- (b) 紙申請 → 承認証を紙発給/郵送

ロ) CITES 輸出許可書取得のための申請

- (a) 輸出承認証を NACCS にて申請した者  
NACCS 汎用申請 → CITES 輸出許可書を紙発給/原本郵送  
(併せて NACCS にて PDF 写しを送信)
- (b) 輸出承認証を紙で申請した者  
電磁的方法 (電子メール) にて申請 → CITES 輸出許可書を紙発給/原本郵送  
(併せて NACCS にて PDF 写しを送信)

## (4) 輸出承認証/CITES 輸出許可書取得後の通関等手続き (【参考】申請手続き等の流れ参照)

- ① CITES 輸出許可書 PDF 版写しを洋上輸出先の荷受人に電磁的方法にて送付 (③)
- ② 荷受人は CITES 輸出許可書 PDF 写しで輸入手続きを行う (③')
- ③ 荷受人から洋上輸出先で計測した正確な重量の報告を受けた後、日本の税関に輸出承認証及び CITES 輸出許可書原本等、輸出申告に必要な書類を提出 (輸出通関) (④)
- ④ 日本の税関による輸出許可後、CITES 輸出許可書原本を荷受人に郵送 (⑤)
- ⑤ 洋上輸出先にて CITES 輸出許可書原本を税関に提出 (⑤')

### 洋上輸出（外地水揚げ）に係る輸出承認及びCITES輸出許可書の申請手続き等の流れ

